

7 生 私 振 第 606 号
令 和 7 年 7 月 7 日

各道府県私立学校事務主管課長 殿

東京都生活文化局私学部
企画担当課長 岩下 大志
(公印省略)

東京都私立高等学校等奨学給付金等の周知について（依頼）

平素から、東京都の私学行政につきまして、格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

東京都では、私立高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減するため、都内に保護者等が在住する私立高等学校等に在学する生徒を対象として、私立高等学校等奨学給付金を支給しております。

また、私立高等学校等への修学に係る都民の授業料負担を軽減するための助成制度として、私立高等学校等授業料軽減助成金及び私立都認可外通信制高等学校在学生授業料助成金を実施しています（所得制限無し）。これらの制度は、生徒及び保護者等が都内に在住し、都外の私立高等学校等に通学する場合や、進学に伴い、生徒が都内から都外に移り住んだ場合についても、補助の対象としています。

制度概要や申請手続等については、受給申請事務を行う東京都私学財団のホームページに掲載するとともに、各道府県に掲載内容をお知らせすることにより、都認可校以外の高校等に通う私立高校生等に対して周知を図りたいと考えております。

つきましては、貴課所管の私立高等学校等に、都内に保護者等が在住する生徒が在学しておられる場合は、本通知を私立高等学校等に配布いただくなどの方法により制度周知にご協力いただけますようお願いいたします。

【制度について】

https://www.shigaku-tokyo.or.jp/parents_index.html

※（公財）東京都私学財団ホームページ

【問合せ先】

東京都生活文化局私学部私学振興課
保護者負担軽減担当 金子、大山
電話：03-5320-7708